

妊娠中・出産後、気になる症状がありませんか？安心して働き続けるために

母健連絡カードを活用しましょう！

（母性健康管理指導事項連絡カード）

妊娠中は、仕事に影響を与えるほどの身体的な症状が出ることもあります。

また、仕事の内容によっては、母体や胎児に影響を与えないか不安に思うこともあるかもしれません。

そのような時は、妊婦健診等の際に、主治医や助産師（以下「主治医等」といいます。）に相談してみましょう。

主治医等から指導を受けた場合、指導事項を的確に事業主に伝えるためのツールとして、

母健連絡カード（母性健康管理指導事項連絡カード）があります。

こんなことに困っていませんか？

妊娠中・出産後に起きやすい症状の例



通勤中の
つわりが辛い



お腹が張ったり
痛んだりする



足がむくみ、
立ち作業が続けられない

貧 血

妊娠中は循環血液量が増えるものの、血液中の血球数は容易に増加しないため、結果的に血液が希釈されることとなり、貧血に陥りやすくなります。

腹 痛

子宮の収縮や妊娠特有の合併症、子宮筋腫や卵巣囊腫などの婦人科系の病気、便秘・尿管結石・虫垂炎など産婦人科以外の病気など、様々な原因が考えられます。

血圧の上昇

通常、血圧は妊娠中期まで変化し、妊娠後期にかけて妊娠前のレベルに戻ります。血圧が上昇する場合は、妊娠高血圧症候群の可能性があります。

めまい・ 立ちくらみ

妊娠中は血圧が低下しやすく長時間の立位や歩行の際に、めまい、立ちくらみ、失神を起こす場合があります。

手や手首 の痛み

ホルモンの影響で関節が柔らかくなり、妊娠後期から産後にはね指や手根管症候群などが起きやすく、指の関節の痛みや手首の痛みが出ることがあります。

頭 痛

妊娠前と同じような頭痛が繰り返しこることがあります。血液の量が増える妊娠20週以降に、今までにない頭痛が出現する場合は、原因や病状を調べる必要があり、注意が必要です。

ほかにも

静脈瘤

腰痛・恥骨の痛み

頻尿・排尿時痛・残尿感

動悸・呼吸困難

性器出血

痔

産後の体調不良

全身倦怠感

妊娠中/産後の不安・不眠・落ち着かない

妊娠中・出産後に起きることのある疾患

妊娠悪阻

胎児発育不全

妊娠糖尿病

蛋白尿

妊娠高血圧症候群

切迫早産

切迫流産

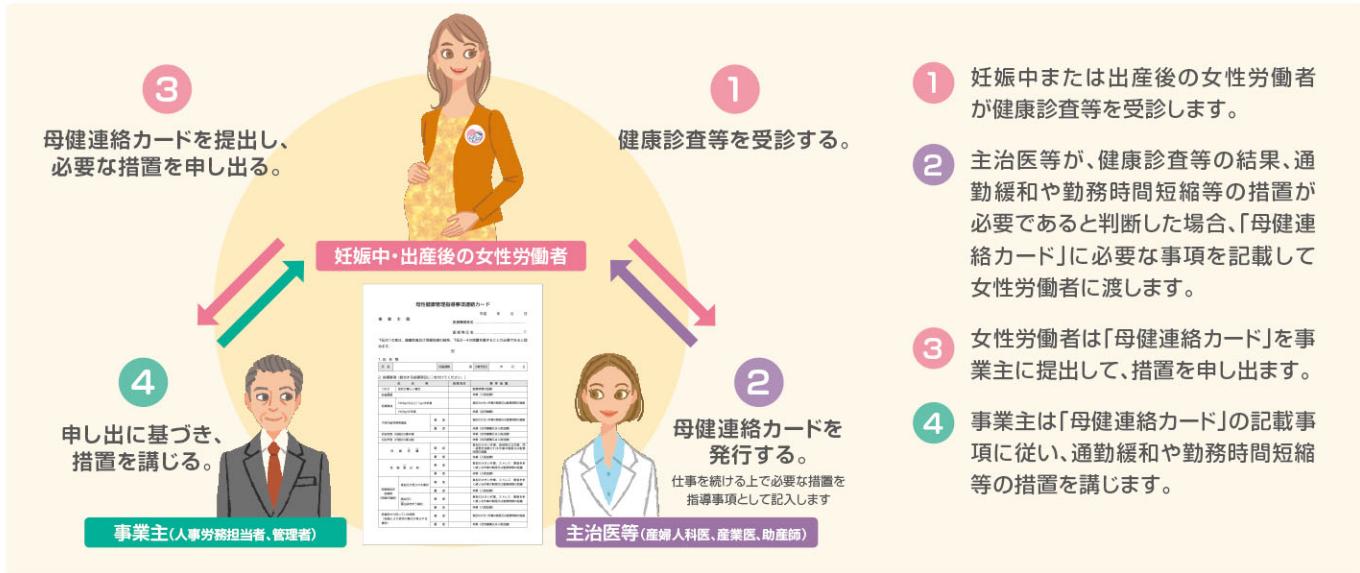
合併症等

母健連絡カードの使い方

(母性健康管理指導事項連絡カード)

母健連絡カードは、医師等の妊娠中・出産後の女性労働者が主治医等から指導事項を事業主に伝達するためのツールです。気になる症状や不安があったら主治医等に相談してみましょう。診断の結果、措置が必要と判断されたら、主治医等に母健連絡カードに記載してもらい、事業主に提出して、必要な措置を講じてもらいましょう。

母健連絡カード 使い方の流れ



妊娠中・出産後に見られる症状や診断により指示される措置の例

勤務時間を短くする
必要がある

長時間の立ち作業は
制限する必要がある

休憩時間は横になって
休む必要がある

働く妊産婦の方は以下の措置については主治医等からの指導がなくても請求できます。

- 危険有害業務の就業制限
- 他の軽易な業務への転換
- 産前休業、産後休業
- 時間外、休日労働、深夜業の制限や、変形労働時間制の適用制限 等

母健連絡カードに関する Q & A

Q.母性健康管理に関する措置の対象者は、妊娠中及び出産後の女性労働者としていますが、例外はないのでしょうか。

A. 母性健康管理に関する措置は、労働者の健康に直接かつ重大な関係があるものですから、就業形態を問わず、パートタイム労働者、派遣労働者、有期契約労働者や日々雇用される者等についても、母性健康管理の措置の対象に含まれます。なお、派遣労働者については、派遣元事業主及び派遣先事業主のいずれについても母性健康管理の措置義務があります。

Q.会社に母健連絡カードを提出しましたが、診断書を提出するよう言われました。
診断書も提出しなければいけませんか？

A. 母健連絡カードは、医師等による証明文書の一つであり、診断書と同等と位置付けられるものですので、診断書の提出は必要ありません。事業主は、女性労働者から母健連絡カードを提出された場合、母健連絡カードの記載内容に応じた適切な措置を講じる必要があります。

Q.母健連絡カードで申請しないと勤務時間の短縮等の措置はしてもらえないのでしょうか？

A. 母健連絡カードの提出がない場合でも、女性労働者本人の申し出等から主治医等の指導内容等が明確であれば、事業主は必要な措置を講ずる必要があります。また、その内容が不明瞭な場合でも、事業主は女性労働者を介して主治医等と連絡をとり、判断を求める等適切な対応を講じる必要があります。

男女雇用機会均等法では、妊娠中及び出産後の措置を求めたことや受けたことによる不利益取扱いを禁止しています。

事業主から不利益取扱いを受けた場合は、下記へご相談ください。

都道府県労働局雇用環境・均等部(室) <https://www.mhlw.go.jp/kouseiroudoushou/shozaiannai/roudoukyoku/index.html>

母健連絡カードは、多くの母子手帳に掲載されています。

厚生労働省のホームページや「働く女性の心とからだの応援サイト」からもダウンロードできます。

「働く女性の心とからだの応援サイト」<https://www.bosei-navi.mhlw.go.jp/>

▼ サイト

▼ X(旧Twitter)

▼ Facebook



母性健康管理指導事項連絡カード

年 月 日

事業主 殿

医療機関等名

医師等氏名

下記の1の者は、健康診査及び保健指導の結果、下記2~4の措置を講ずることが必要であると認めます。

記

1. 氏名 等

氏名		妊娠週数	週	分娩予定日	年 月 日
----	--	------	---	-------	-------

2. 指導事項

症状等(該当する症状等を○で囲んでください。)

措置が必要となる症状等
つわり、妊娠悪阻、貧血、めまい・立ちくらみ、腹部緊満感、子宮収縮、腹痛、性器出血、腰痛、痔、静脈瘤、浮腫、手や手首の痛み、頻尿、排尿時痛、残尿感、全身倦怠感、動悸、頭痛、血圧の上昇、蛋白尿、妊娠糖尿病、赤ちゃん(胎児)が週数に比べ小さい、多胎妊娠(　　胎)、産後体調が悪い、妊娠中・産後の不安・不眠・落ち着かないなど、合併症等(　　)

指導事項(該当する指導事項欄に○を付けてください。)

標準措置	指導事項
休業	入院加療 自宅療養
勤務時間の短縮	
作業の制限	
身体的負担の大きい作業(注)	
長時間の立作業	
同一姿勢を強制される作業	
腰に負担のかかる作業	
寒い場所での作業	
長時間作業場を離れることのできない作業	
ストレス・緊張を多く感じる作業	

(注) 「身体的負担の大きい作業」のうち、特定の作業について制限の必要がある場合には、指導事項欄に○を付けた上で、具体的な作業を○で囲んでください。

標準措置に関する具体的な内容、標準措置以外の必要な措置等の特記事項

--

3. 上記2の措置が必要な期間

(当面の予定期間に○を付けてください。)

1週間(月 日 ~ 月 日)	
2週間(月 日 ~ 月 日)	
4週間(月 日 ~ 月 日)	
その他(月 日 ~ 月 日)	

4. その他の指導事項

(措置が必要である場合は○を付けてください。)

妊娠中の通勤緩和の措置 (在宅勤務を含む。)	
妊娠中の休憩に関する措置	

指導事項を守るための措置申請書

年 月 日

上記のとおり、医師等の指導事項に基づく措置を申請します。

所属

氏名

事業主 殿

(参考)症状等に対して考えられる措置の例

症状名等	措置の例
つわり、妊娠悪阻	休業(入院加療)、勤務時間の短縮、身体的負担の大きい作業(長時間作業場を離れることのできない作業)の制限、においがきつい・換気が悪い・高温多湿などのつわり症状を増悪させる環境における作業の制限、通勤緩和、休憩の配慮 など
貧血、めまい・立ちくらみ	勤務時間の短縮、身体的負担の大きい作業(高所や不安定な足場での作業)の制限、ストレス・緊張を多く感じる作業の制限、通勤緩和、休憩の配慮 など
腹部緊満感、子宮収縮	休業(入院加療・自宅療養)、勤務時間の短縮、身体的負担の大きい作業(長時間の立作業、同一姿勢を強制される作業、長時間作業場所を離れることのできない作業)の制限、通勤緩和、休憩の配慮 など
腹痛	休業(入院加療)、疾患名に応じた主治医等からの具体的な措置 など
性器出血	休業(入院加療)、疾患名に応じた主治医等からの具体的な措置 など
腰痛	休業(自宅療養)、身体的に負担の大きい作業(長時間の立作業、同一姿勢を強制される作業、腰に負担のかかる作業) の制限 など
痔	身体的負担の大きい作業(長時間の立作業、同一姿勢を強制される作業)の制限、休憩の配慮 など
静脈瘤	勤務時間の短縮、身体的負担の大きい作業(長時間の立作業、同一姿勢を強制される作業)の制限、休憩の配慮 など
浮腫	勤務時間の短縮、身体的負担の大きい作業(長時間の立作業、同一姿勢を強制される作業)の制限、休憩の配慮 など
手や手首の痛み	身体的負担の大きい作業(同一姿勢を強制される作業)の制限、休憩の配慮 など
頻尿、排尿時痛、残尿感	休業(入院加療・自宅療養)、身体的負担の大きい作業(寒い場所での作業、長時間作業場を離れることのできない作業)の制限、休憩の配慮 など
全身倦怠感	休業(入院加療・自宅療養)、勤務時間の短縮、身体的負担の大きい作業の制限、休憩の配慮、疾患名に応じた主治医等からの具体的な措置 など
動悸	休業(入院加療・自宅療養)、身体的負担の大きい作業の制限、疾患名に応じた主治医等からの具体的な措置 など
頭痛	休業(入院加療・自宅療養)、身体的負担の大きい作業の制限、疾患名に応じた主治医等からの具体的な措置 など
血圧の上昇	休業(入院加療・自宅療養)、勤務時間の短縮、身体的負担の大きい作業の制限、ストレス・緊張を多く感じる作業の制限、疾患名に応じた主治医等からの具体的な措置 など
蛋白尿	休業(入院加療・自宅療養)、勤務時間の短縮、身体的負担の大きい作業の制限、ストレス・緊張を多く感じる作業の制限 など
妊娠糖尿病	休業(入院加療・自宅療養)、疾患名に応じた主治医等からの具体的な措置(インスリン治療中等への配慮) など
赤ちゃん(胎児)が週数に比べ小さい	休業(入院加療・自宅療養)、勤務時間の短縮、身体的負担の大きい作業の制限、ストレス・緊張を多く感じる作業の制限、通勤緩和、休憩の配慮 など
多胎妊娠 (　胎)	休業(入院加療・自宅療養)、勤務時間の短縮、身体的負担の大きい作業の制限、ストレス・緊張を多く感じる作業の制限、通勤緩和、休憩の配慮 など
産後体調が悪い	休業(自宅療養)、勤務時間の短縮、身体的負担の大きい作業の制限、ストレス・緊張を多く感じる作業の制限、通勤緩和、休憩の配慮 など
妊娠中・産後の不安・不眠・落ち着かないなど	休業(入院加療・自宅療養)、勤務時間の短縮、ストレス・緊張を多く感じる作業の制限、通勤緩和、休憩の配慮 など
合併症等 (自由記載)	疾患名に応じた主治医等からの具体的な措置、もしくは上記の症状名等から参照できる措置 など